



使用者側の弁護士の 速やかな訴訟戦略の策定をサポート!

これさえあれば迷わず勝てる!

事由別 解雇有効の 裁判例リファレンス

法律事務所 ASCOPE 編

【体裁】 A5判 / 364頁

【定価】 3,850円 (本体:3,500円+税10%)



本書の特徴

01

使用者側の主張が
認められた裁判例を
「雇用関係の終了事由別」
に整理。



02

争点に対する
裁判所の判断が
一覧になっており、
その内容・根拠が
すぐに把握できる。

03

参考とすべき裁判例が
素早く見付き、
速やかな訴訟戦略・
方針の検討や
決定が可能となる。

04

解雇の有効性や
雇用関係の終了が
認められた200件超の
裁判例を収録。



目次〔抜粋〕

- 第1 内定取消
- 第2 本採用拒否
- 第3 無断欠勤・勤怠不良
- 第4 能力不足・勤務成績不良
- 第5 勤務態度不良・業務命令違反など
- 第6 パワーハラスメント・セクシュアルハラスメント

- 第7 業務上の非違行為
- 第8 私生活上の非違行為
- 第9 メンタルヘルス
- 第10 整理解雇
- 第11 雇止め(労働契約法19条の適用)



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

第1 内定取消

1 採用内定とは

一般的に、特に新卒者の採用において、正式な入社日に先採用内定の通知が行われ、入社までに様々な入社手続がとらが多く見られます。このような場合に、採用内定から入社日た様々な事情によって、使用者が採用内定を取り消すことが取消の有効性を巡って紛争となることがあります。

採用内定取消の有効性については、採用内定の法的性質をるが関連しているところ、以下に述べるようなリーディング判例が存在しています。

2 採用内定の法的性質

採用内定については、リーディングケースとなる大日本印決（最判昭和54年7月20日民集33巻5号582頁〔27000194〕期付き解約権留付きの労働契約説の立場に立つことが示さ同事件は、卒業予定の者に対して前年7月に会社が採用内定の、翌年2月に採用内定を取り消したことから、入社予定降の従業員の地位の有無が争いとなった事件に関するもので判決では、採用内定の法的性質について、一義的に論断すあり、当該企業の当該年度における採用内定の事実関係に即要があるとしつつ、採用内定通知のほかには労働契約締結の思表示をすることが予定されていなかったことを考慮し、採時点で、就労の時期を翌年の卒業直後とし、解約権を留保し立したものと判断しました。

解雇や雇止め等に際して生じる紛争について、雇用関係の終了事由別に争点となるポイントを解説。

解雇の有効性が争われた裁判例の概要(争点に対してどのような判断がなされたか)を事由別に整理・一覧化して掲載。

関連テーマ

勤務態度不良・業務命令違反など

2-8

事件名	裁判所・判決年月日	出典・判例ID
MAIN SOURCE 事件	東京地裁（平成30年（ワ）39037号） R1.12.20	公刊物未登載 29058486
事案の概要		
採用内定後に発覚した事情（社有車による物損事故を報告しないこと、作業日報を指示どおり作成しないこと、会社の経営理念に従わなかったこと）に基づく留保解約権の行使が有効と判断された例		
裁判所の判断		
①有期契約or無期契約 ・無期契約		
②新卒or中途採用 ・中途採用		
③本採用拒否の理由 ・会社から借りたトラックを使用中に、結果として100万以上の損害を会社に被らせた事故を起こしたにもかかわらず、事後速やかな警察への連絡も、会社への連絡、報告、相談も行わなかった。 ・作業日報の記載方法や記載内容について説明を受けていたにもかかわらず、会社が求める記載方法や記載内容とは異なる方法で作業日報を作成し、注意指導がなされても改善されなかった。 ・作業日報の作成時間等を巡って会社側と意見を対立させた挙句、会社代表者に対して原田メソッド（会社の経営理念）が当該労働者の思想良心の自由を侵害する違法なものであるから紹介をやめるよう求め、意見を聞き入れなければ訴える等と告げた。		
④会社が被った被害（クレーム、業務への支障など） ・社用車による事故では、会社に100万円以上の損害を与えた。		
⑤採用時に期待されていた役割、職務、能力など ・労働者が木工の教育者としての経験を有していることから、会社代表者が考える経験値とは違う次元での能力を持っているのではないかと期待した。		
⑥試用期間の長さ（延長の有無、期間途中など） ・試用期間は4か月 ・ただし、平成30年5月1日に採用されたが、試用期間途中の同年6月1日付で解雇となった。		

お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検索

CLICK!

キリトリ線

申込書〈第一法規刊〉

書名	価格	部数
これさえあれば迷わず勝てる！ 事由別・解雇有効の裁判例リファレンス [096842]	定価 3,850円（本体3,500円＋税10%）	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) ☐ 代金引換により支払います。 ☐ 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について
一回あたりのご購入金額
(商品の税込価格+送料)の合計が

1万円以下の場合、330円(税込)
3万円以下の場合、440円(税込)
10万円以下の場合、660円(税込)

*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者
に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用
いただけません。

年 月 日

〒

ご住所

事務所名

フリガナ

ご氏名

TEL

様

E-mail

@

お客様の個人情報の
取扱いについて

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihokai.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先

〒107-8560

東京都港区南青山2-11-17

第一法規株式会社

☎FAX.0120-302-640

書店印